

日本宗教の社会活動

中野 毅

一、はじめに―戦後民主主義は定着したか？

本日は、この連続講演会の最後として、これまでの講演を踏まえながら、日本宗教の社会活動、主として政治と宗教の問題に焦点を当てて少し話をしていきたいと思っております。

まず最初に、今回の企画の狙いとの関連で、そもそもどういうことが問題なのか述べてみます。この企画自体は、戦後五十年とは何だったのだろうか、特に日本の宗教、とりわけ、例えば創価学会のような新しく発展して

きた宗教にとって、この五十年は何だったのだろうかということを総括してみようということでした。

特に、昨今の宗教法人法の「改正」を巡る諸問題の中で強く感じた点がありました。その一つの大きなポイントとは、戦後民主主義というのは定着したのだろうかという点、また、日本宗教は戦後民主主義の中で恩恵を受けてきたが、それに対しどのような貢献をしてきたかということなのです。

新聞等で話題になったと思いますが、この宗教法人法の「改正」を巡る様々な議論の中で、特に、現在の自民

党の首脳部とか政府の方から、あまりにも幼い、稚拙な宗教に対する認識、そして、ある面では「宗教と政治」、「政教分離」、「信教の自由」といった問題に対する全くの無認識ぶりが、様々な形で露呈されてきたなど感じます。

例えば、これは有名な話ですが、自民党幹事長の加藤さんという人が宗教と民主主義は相いれない、というような露骨な発言をしている。宗教というのは独裁的で、政治というのはみんなで決めていくものだから、宗教と民主主義は相いれないという、宗教の一つの側面だけとらえ、そういう暴言を吐く方もいます。それから、政教分離の規定というのは、要するに宗教権力から政治を守るためなんだなんていう変な話をする。これなどは、少なくとも日本国憲法で「信教の自由」や「政教分離」が制定された歴史的な経緯を全く把握していない発言です。戦前、国家神道と国家とが結び付いて、様々な宗教を統制または抑圧してきた。そうした歴史を二度と繰り返さないために、現在の日本国憲法の「信教の自由」があります。

確かに、ヨーロッパの長い歴史を見ると、例えばローマ・カトリックの教皇権力から各地の世俗権力の自立性を守るための歴史的な長い戦いがありました。しかし、日本の場合はその逆でした。にもかかわらず、政治が宗教を道具にしてきた日本の特殊な歴史を全く無視した考えて議論を進めていく。極端なことを言う人は、「日本が戦争に負け、勝利した連合国の占領軍に占拠され、その占領状態がある面では現在も続いている。したがって日本国憲法にしても宗教法人法にしても、要するに戦勝国がその国家意思を押し付けたものだ」ととらえています。そこから、すべからず改正すべきだという非常に短絡的な意見が生まれます。

確かに、歴史的な経緯を見ると、そういう側面がないわけではありません。憲法制定のプロセスを見ても、日本政府が用意した案は、アメリカの民主主義のレベルから見ると、あまりにも旧態依然たるもので、「国体の護持」への執着がいつまでも残っている。それでは改革にならないというので対案を示したのです。その結果、日本の伝統からは考えられない非常に民主的な憲法が出来上が

りました。それはある面では、アメリカの憲法以上に民主的で自由主義的です。極めて理想的な憲法です。

現行憲法は、単に戦争放棄をしている云々というので画期的なだけでなく、民主主義という点で平等主義や婦人参政権など、アメリカ憲法よりはるかに理想的な内容になっています。ですから日本人では決して発想し得なかった要素も含まれているのです。

したがって、押し付けられたものだから廃棄して日本的なものを作るべきだというのは、あまりにも短絡的でおかしな主張です。たとえある面で押し付けられたという性格をもっていたとしても、少なくとも、我々は戦後五十年間、自由と民主主義の中で大きな恩恵を受けてきたし、そして、それを思い切り享受しながら日本の社会を発展させてきました。特に宗教の分野で言えば、そのお蔭で初めて日本の歴史上全く制限のない宗教の自由な活動が保障されたのです。

ですから、現在の創価学会や立正佼成会等の新宗教、それからキリスト教にしても初めて自由な活動が出来、それなりに大きな利益を受けてきた。そのことによって

日本の発展に貢献してきています。したがって単に押し付けられたから見直すと言うのではなく、その中で何を自分たちの社会の原理として積極的に受け止め、どの部分を実情に合わせて直していくかという、冷静な議論をしなければならぬと思います。

現在、宗教法人法が問題にされていますが、宗教法人法は最も理想的な憲法の原則にそった形で作られています。それは何人かの先生が指摘されましたように、宗教団体を管理するという発想からではなく、もともと自由な活動が保障されている宗教団体に法人格を与え、その自由な活動を法的に保障していく法律です。そこには管理とか統制とかいう側面は基本的にはありません。そういう点では現行憲法の全くの理想的な申し子でもあったのです。それを今、変えようとするのは大きな改変、改悪です。それ以外にも、昨今の自民党政府や社会党出身の首相の言動を見ていると、戦後の大きな歴史の中で一つ一つ積み重ねてきたものを崩していくような言動が非常に多いと痛切に感じています。

また、先日の宗教法人法「改正」を巡って、創価学会

の秋谷会長などが参考人として国会に出席した時、神社本庁からは岡田事務総長が出て話しました。その時、改めて分かったことは、今の宗教法人法は確かに神道とか神社を念頭において作られていないということです。岡田さんが言っていたように、神道には教義がありません儀式とか儀礼が先行していて、そういう意味では一つの祭祀でしかないのです。教義的なものがないわけではな

いのですが、鎌倉仏教で日蓮や道元が活躍したところ、危機感を抱いた伊勢神宮などが、やはり神道にも教義がないと太刀打ち出来ないかと判断し、そのころから少しずつ教義的なものを作り出していったのです。その際、儒教や道教、仏教の考え方をだいたい取り入れています。

宗教法人法には、「宗教の教義をひろめ」と定められています。そうすると教義が中心ではない神道を無視した宗教の定義であるとの反論も出てくる。現行の宗教法人法は、そういう意味では神社信仰を正当に組み込んだ形には確かになってない。ですから現行宗教法人法は不備であり不満である。だから改正すべきだと主張します。しかし、改正すべきだと言っても今の「改正」案に賛成

かという、事務量が増えるとか何とか言って、結局、反対しているのです。それに慌てた自民党の議員が国会で、賛成なのか反対なのか確認を求めたのに対し、最後に、いや全体として改正に賛成です、なんて無理に言ったような状況なのです。

一九九五年十一月に(財)国際宗教研究所が同じ問題を巡って、シンポジウムを行いました。そこにも神社本庁の教学局から代表が参加していました。その人は神道は日本で一番純粋な古来からある伝統宗教であり、キリスト教や仏教、ましてや新宗教と同列に置くことはできないという意識をもっているのです。若い人なんです、そういう意識をもっているのだと知ってびっくりしました。そうした観点から彼は、国が何らの形でこれを保護しなければならないことを訴えたいと切々と語っていました。

例えば、神社の境内地について国家の保護・管理を主張しています。神社はたくさん境内地を持っています。その境内地は広いものですから県道や市道を作る時に削られていく。公共の福祉のために、やむなく境内地を供

出しているが、このままでいったらどんどん境内地がなくなり、神社とか社がなくなってしまうというわけです。これは日本の文化的な伝統にとって大問題である。したがって公共事業といえども勝手に境内地が使えないように、国家が境内地を保護し管理すべきであるといった発想をしているのです。この人たちは、この五十年間で一体何を考えてきたのでしょうか。

同じように何の反省もなく、日本は侵略戦争はしていなかったとか、大東亜共栄圏はアジアに少しは良いことをしたとか言う老人政治家も多いのですが、一部で言うが、戦後五十年間の民主主義を深くとらえていない若い人たちがいることは非常に残念なことです。

私は、今回の宗教法人法の議論を見ても、まだ戦後の民主主義は十分には定着してないと思いました。特に人権とか、それから思想・良心の自由の重要性であるとか、それから集会、結社、表現の自由とか、そして宗教との関連で言えば、そもそも政教分離の原則とは何なのかといった民主主義の根幹に関して、まだ十分に定着していないと思えてなりません。

問題については、その部分の責任者が俗権の機関に呼ばれて、そこで問いただされたり、何か意見を述べることはあるでしょう。したがって、せいぜい宗教法人の代表者、代表役員とか、創価学会の場合には理事長になりますが、教団によっては事務総長とか、そういう事務上のトップぐらいは、これはしょうがない。それ以外のものと精神的な部分のリーダーを、そもそも国会には呼び付ける権限はないのです。

そういう自己規制、自己限定がきかないのが日本の国家の在り方、政府の在り方です。こうした自己規制のきかない状況は非常に怖いことで、どんどん歯止めを失い、全体主義的な国家になっていきかねません。政教分離の問題一つをとっても、原理的なところの理解がまだまだ浅いし、定着していないように強く感じます。

今日の講演に当たって、昨日、改めて日本国憲法を読んでみました。なかなかいいことを書いてあるなと思って、少々、抜き出して来ました。最近よく主張される国民主権の問題、例えば、「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、

例えば、国会に宗教団体の指導者を証人喚問すべきだと一部の政党が主張していますが、基本的に私は、そんな場所に宗教者は呼ばれるべきではないと思う。その理由は政教分離の原則が厳然とあるからです。国会は国権の最高機関と憲法は規定していますが、その国権は政教分離の原則から言えば「俗」権です。政教分離の原則は「聖」なる領域と俗なる領域とに分けるところから出発します。聖なる領域とは宗教の世界で精神の世界、内面の世界です。俗なる世界は人間を外的に規制したり支える経済とか政治といった制度化された世界です。聖なる領域は人間の存在にとって重要なものです。国家とか政治的な力が踏み込んでほならない領域です。そういう点で思想や良心の自由を最も強く意識した原則です。そこに踏み込んでほならないのです。

国会は、国権の最高機関といえども俗権の最高機関ですから、宗教関係者を国会に呼んで事情を聞いたりできるのは、俗権に関係のある部分に限られ、また違法な犯罪事実が明確な時のみです。そうした原則に従えば、宗教法人としてある程度の法律的保护を受けている部分の

その権力は国民の代表が行使し、その福利は国民が享受する」という憲法の大原則がありますが、これは「人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」と非常に高邁な形で表現しています。

ですから、そもそも代議士にしても政府の首脳にしても、要するに我々が信託したことによって権威が発生している。その信託した範囲の中で彼らは国政を行うべきであって、国民に何かやってあげているというような、横柄な上意下達意識の政府の態度は誤っています。そういう点から見ても、日本では民主主義がまだまだ定着していないと感じます。なぜ、あまり定着してないのかという問題を少し今日は考えてみたいと思います。

その理由の一つは、おしなべて戦中戦前の日本国家のアジアへの侵略、愚行や蛮行、そうした問題に対する反省が未だに欠落しているからです。今までの話でも指摘した通りです。それは単に政府首脳に要求するだけでなく、多くの政治家にも言えますし、世代によって反省の程度、内容も異なると思います。それから親族を戦争で亡くした人たちの心情ももちろんあります。しかし、個々

の心情的なものとか、追憶とか郷愁というものを冷静にとらえ、戦前戦中の日本は一体どういうことをやってきたのか、どういう社会だったのかということを、もう一度きちんと反省していく必要があるだろうと思うのです。我々国民の一人ひとりがそれをしていかなければならない。その辺の全体としての反省がまだまだ不十分なことが、民主主義が定着してない一つの要因になっていきます。

第二には、やはり憲法で主張されている人権という思想にしても、思想・良心の自由とか、信教の自由という問題にしても、これらが必ずしも日本の伝統文化の中から自然発生的に生まれてきた論理とか思想でないということになります。一部の伝統の中にはあったのですが全体としてなかなか理解されてない。そういう点で近代西洋の様々な原理が、日本に明治以降入って来て、基本的には良いものとして受け入れようと努力はしてきたのですが、従来の日本の伝統的なものの考え方や文化とうまく噛み合わせた形で、自分たちのものにまだなっていないという問題があるのではないのでしょうか。

引きの中で進んでいってしまった。これは極めて残念なことであり、また由々しきことだと感じております。

二、戦後史における政治と宗教

こういう問題を考えていく上で、考える素材を今日は提供してみたいと思います。特に日本の伝統的なものの考え方には一体どのような特徴があるのかということを考えていく上で、日本の新宗教が政治にどのようなにかかわってきたか振り返りながら、何らかの日本的な特徴を描き出し、考える材料にしましょう。

まず最初に、日本宗教の社会的関心の高さを戦後史の中で検証してみます。特に政治との関係です。これはどういうことかと言いますと、実は信教の自由とか政教分離という原則が社会に定着してきたのは、アメリカの独立やフランス革命以降です。近代社会、近代国家が形成される過程です。その中で、いわゆる近代社会における宗教の在り方が、当時も議論されましたし、特に私たちの宗教社会学の領域では現在もよく議論しています。日本の学問の常ですが、西洋の学問がモデルになっていつ

この問題は結構根深い問題でありまして、いろんな側面に波及してきます。例えば信教の自由や政教分離という問題を日本の場合はどう考えるかということです。よく、アメリカではこうだ、アメリカでは宗教団体の政治活動はこういう場で禁止されているから日本でもやってはいけないとか、アメリカや欧米の判例を出してきて議論したりしますが、その場合でもアメリカや欧米ではこうだけれども、それでは日本にも、そのままストレートに導入してかまわないのかという問題が残ります。やはり日本には日本的なやり方があってもいいということも、実は政治的な議論ではなく冷静に考えていく必要があります。

ですから、日本型の政教分離制度、日本型の政治と宗教の在り方といったものを考えていかなければならない。それが戦後五十年たつて真剣に考えていかなければならない大きなテーマの一つだと思います。宗教法人法を巡る議論の中でも、そういう議論をしっかりとしながら最終的にもうちょっと変えようとか、このままでいいとか、そういう議論をしていくべきですが、政治的な駆け

も議論が進みます。したがって社会が近代化し、合理化していく過程の中で宗教がどうなってくるか。基本的にはプライバイゼーション(私化)、つまり社会の近代化、経済面では産業化が進み社会全体としては合理化が進む。その中で宗教は私化、もしくは個人化するという理論が宗教社会学の中では大体主流になっています。

つまり、近代社会になるにつれて宗教は個人の問題、個人の内面の問題に限定されるべきであって、公的な領域、政治や経済や教育とか、そういったところに介入したり、参与すべきではないという議論に実はなってきました。そういう理論が先行したというよりも、実際の様々な欧米の宗教が基本的にそういう方向に向かっていったということなんです。社会一般の人たちも宗教は個人の内面の問題である、したがって、あまり社会的な問題で運動を展開したり政治的な問題にくちばしを容れたりするとは、それは近代社会における宗教の在り方としては望ましくはないという考え方が横行してしまったのです。

欧米の新しい宗教運動や伝統的なカトリック教会にしてもプロテスタント教会等にしても、あまり公的な問題

には口出ししない傾向にあります。だからイギリス・オックスフォード大学のブライアン・ウィルソン先生は、何度か日本に来て、SGI（創価学会インタナショナル）の池田会長とも対談集を出版した方ですが、日本及びアジアの諸宗教についても非常に造詣が深い。彼がかつて『社会学的な視点からみた宗教』という本を出しました。

その中で、日本の宗教の特徴、特に新宗教運動の特徴の一つとして、政治などの社会的な問題に強い関心を払ってきたし、現在もそうであるという点に注目しております。確かに立正佼成会にしても創価学会にしても、平和問題とか難民救済問題とか環境問題等に非常に強い関心を持ち、また積極的な運動を展開してきた。とりわけ、その中で政治に対して積極的なコミットをしているのがこの二つの教団です。政治に対しても積極的に選挙支援活動をしたり、様々なアピールをしたり、非常に活発である。そこに、ある面では日本の新宗教運動の特徴が見えると、この本で実は分析されている。

こう述べています。「日本における新しい宗教運動は、近代政治の危険性について極めてはつきりと気づいてお

り、平和や公害問題など、深い考慮を要する公共の倫理の中心的課題を積極的に取り上げてきた」と。近代政治の危険性について極めて深く気づいているという、大変に過分なおほめのことばではないかという気がやしないでもないのですが、ヨーロッパの宗教界のリーダーと比べると、積極的に社会的な発言をしているし、運動もしているということで評価しております。

それに対し、ウィルソン先生の目から見ても、西洋における新宗教は一般に周囲の社会に無関心であって、社会の道徳的基準に影響を及ぼそうともしなければ、政府の政策に反対したり介入しようとしていない。純粹に自分の内面的な世界の問題として自ら引いてしまう傾向が強いと指摘しています。

(一) 戦前・戦中の経緯

そこで、日本の宗教界がどのくらい政治にかかわってきたか資料をもとに述べてみたいと思います。これは決して戦後だけの問題ではなく、戦前から少し振り返ってみる必要があるだろうと思います。ご承知のように戦前、

戦時中の日本の社会は天皇制の国家体制であります。簡潔に言えば天皇の神権的な絶対性、神聖性を強調して、そこが国家統治の大権を有する、ある種の擬似家長制的な中央集権国家ということが出来ます。

つまり、天皇は国家の総覧者という言い方をされていますが、総覧者として、まず統治大権と軍の統帥権という権力をもっています。同時に国家の最高の祭祀大権という権限をも実は天皇がもっていたわけです。こういうような天皇を頂点とする国家でありまして、擬似家長制とは、そういった天皇は父である、そして我々は子であるという形の一種の恩情主義的というか、「父なる天皇に見守られた我々子たる国民は」というような形で支配されてきたのです。

したがって国家構造それ自体が、そういった宗教的な天皇制イデオロギーによって、宗教的に意味づけられていますから、その宗教的なイデオロギーで、民衆の宗教的生活までも一元的に統制するような体制でした。そうした社会の在り方に対して政治的に反発すれば、それは統治大権にひっかかりますから、即三権を否定すること

になる。宗教的な理念で、例えば天皇の神道理解はおかしいという、もつと純粹な宗教的な批判をすると、祭祀大権を批判することになって一体となっている三権を批判することになる。もちろん軍事的に反発すれば軍事的につぶされることは当然であります。要するに政治的にも軍事的にも宗教的にも、この天皇制と、そのイデオロギーに一致しない限り全部抑圧される体制であったと言えます。

戦前でも、実は日本の新宗教は様々な形で天皇制に抵抗していました。それを分類しますと三つに分けられますが、その一つが有名な大本教です。大本教は徹底的に弾圧されましたが、これは、むしろ右からの革命を目指した運動と言えます。つまり天皇制を支えた神道思想には、日本書紀とか古事記とかいう記紀神話の本当の精神と原形が実は失われているという主張が、この大本教から出ているのです。天皇制のよりどころになった一つの神道解釈、日本の歴史に対する解釈、それは間違っているという主張です。ですから大本教の出口ナオ教祖たちが自分たちの記紀神話の解釈、そこからもたらされる国

家の在り方、天皇の在り方の理解の方が正しいんだという形で当時の天皇制を批判したのです。ですから、これは右からの革命と言うことができます。

実際、この大本教の影響を大きく受けた形で、神政復古とか大正維新とかいう理念を掲げた運動が大日本修成会という形で展開していきます。やがて、そういった考え方が北一輝の運動などにも影響していくことになりました。昭和に入ってから昭和神聖会というのを作って右翼的な運動を大本教は展開します。これなどは、ある面で典型的な、もともとは天皇制の宗教解釈、神道の理解がおかしいという宗教的な運動ですが、そういう運動をすればするほど三権と対立せざるを得なくなり、極めて政治的な運動になってしまった。結局、国家の方もこれを全面的につぶすという行動をとったわけです。

第二番目は、天皇制イデオロギーとの対決は避け、それを積極的に受容していこうという適応型の運動です。その最も古い例が実は天理教なんです。天理教の中山みき教祖自身は、かなりラディカルな世直しの思想をもっていて、当時の社会に対し極めて批判的でした。この教

祖のみきさんが亡くなった後、天理教も新しい神道系の運動でしたから、なかなか国家から公認されなかったのですが布教活動の自由や公認をとるために、ある面では天皇制国家の様々な政策と妥協していったのです。そして日清戦争、日露戦争の時には政府に軍艦の建造費を献金したり、戦勝祈願祭なるものを一生懸命行ったわけです。

生長の家は、軍閥の長老の辻村楠造中将を理事長に据え、中国大陸にも派手に進出していったりしております。それから霊友会も右翼の大物であった村雲尼公といった人物をかついで、軍部に迎合していったという歴史をもっています。したがって、こうした教団は積極的に天皇制国家を賛嘆し適応していく運動を展開することによって、戦前の抑圧とか弾圧を免れることになります。

三番目に忘れてならないのは、天皇制イデオロギーを本質的に否定する、天皇制というイデオロギー自体が間違いであるとする本質的な否定派の運動です。当時、そのように否定することは天皇大権の全体を否定することになりますから、結局、徹底的に異端視されて弾圧され

ることになります。そういう意味で天皇制イデオロギーを本質的に否定し、全体的に抵抗していく運動と性格づけることができます。

そういう運動は神道系の中にもありました。「ほんみち」という教団がそうでした。独自の神話解釈に基づいて天皇の神格性を否定し、今の日本の天皇には日本統治の資格はないと批判したのが大西愛治郎教祖でした。それから創価学会を創立した牧口常三郎会長は、その創価教育学体系の中で、やはり独自の教育理論の立場から、天皇といえども東の国のちっばけな島国の棟梁に過ぎないという日蓮の主張を展開しながら、伊勢神宮の大麻を祀ることを拒否したのです。

簡単に戦前を振り返っても、やはり日本の宗教は、適応するにせよ右から反対するにせよ本質的に否定するにせよ、日本の社会や国家の在り方に非常に敏感な形で運動を展開してきました。そして、それなりの大きな苦い経験を経てきたわけです。そういう戦前、戦時中の苦い経験が戦後の運動の中にも大きく影響しています。

(二)戦後における政治参加の諸相

戦後をざっと見てみますと、大きく分けて三つぐらいの時期にとらえて概観できます。まず一番最初の昭和二十二年は、まだ連合軍による占領期であります。この占領によって連合軍による様々な占領政策が実行されていきます。「人権指令」によって戦前の日本人の人権を抑圧した様々な法律が直ちに廃止される。そして「神道指令」によって国家神道が廃絶される。軍国主義的な団体は全部解散させられたのです。そういう大きな改革の流れが展開してまいります。

特に「神道指令」によって、国家の祭祀として祀られていた神道信仰も、他の宗教と平等な「宗教」として存続するならば許されるが、国家が擁護したり保護したりするような在り方はまかりならぬということで、いわゆる国家神道は徹底的に解体されてしまいます。その中で当然、信教の自由、そして国家は宗教の問題に関与してはならないという、ある面では国家が絶対的に宗教から中立を保つという原理が示されます。その諸原理を憲法という体系に組み上げていったのが現行の日本国憲法で

あります。

その結果、宗教活動の空間という面から見ると、今までの日本の歴史上にはなかった広大な宗教的自由の空間が、日本の社会に生み出されます。明治以来、日本は様々な近代化し自由化してきました。しかし、社会や政治の制度として議会制などをいろいろ取り入れて近代化したにもかかわらず、宗教的文化的な側面では非常に古い形が残っていた。その典型的な例が天皇制だろうと思います。ともあれこの段階から、そういう前近代的な文化装置が最終的には解体され、政治・経済のみならず文化的な面でも初めて近代的な形が展開されてきたのです。

その中で、それまである面では淫祀邪教とか、擬似宗教という形で抑圧されていた様々な新宗教も活発な運動を展開していった。この時期は宗教法人法の前の宗教法人令というのが施行され、届け出をすれば宗教法人の資格をとれるというので、やや活発になり過ぎて、ほとんど笑い話みたいですが、「エジソン教」なる教団を電気屋さんが作って、電気は神様である、だから電気製品はみんな宗教的な祭具であり、それを売ることは宗教活動

だから、売って得たお金はお布施であるから税金はかからない、ということでもボロ儲けしたのもありました。確かに、宗教法人になると一定の営利事業への課税が免除されますが、その特典を活用しようとして、やたら宗教法人が生まれてくる事態になってきました。

そういう自由な雰囲気満喫するかのうちに、日本の宗教は極めて様々な分野で活動を始め、政治に関してもかなり早くから積極的にかかわっています。それを示す一つの資料が、この第一回参議院議員選挙の宗教関係候補者という表であります(表1)。確かに、そんなに数は多くありませんが、この時は西本願寺の僧侶、天理教の教師、一灯園、生長の家、立正学園女学校の校長などが立候補しています。この段階は、新宗教と言われる集団はまだ大きくなっていませんから、大体戦前からあった教団が活発に運動をしました。あとは教団の運動というよりも、個人の宗教者が我こそ戦後の日本で宗教的な精神、伝統仏教の人ならば釈尊の精神に基づいていい政治をやるうということ、勇んで政治の世界に飛び込んでいったんだらうと思います。

表1 第1回参議院議員選挙宗教関係候補者(昭和22年4月)

順位	氏名	職業	党派	得票数	当落
7	梅原真隆	僧侶(西本願寺)	無	355,234	当(6年議員)
11	堀越儀郎	天理教教師	無	301,958	当(6年議員)
12	柏木庫治	天理教分教会長	無	290,270	当(6年議員)
17	西田天香	一灯園主	無	254,888	当(6年議員)
76	矢野西雄	生長の家教育部長	無	96,929	当(3年議員)
80	小野光洋	立正学園女学校長	自	90,683	当(3年議員)
89	来馬琢道	僧侶(曹洞宗)	無	79,282	当(3年議員)
108	阿部義宗	日基教団正教師	社	63,844	落
114	小笠原日堂	僧侶	無	61,065	落
183	鮫島盛雄	牧師	無	25,025	落
185	桑原正枝	宗教家	無	24,062	落
214	高橋重治	扶桑教教師	無	13,723	落

特に最初のころは、参議院というのは「良識の府」と言われていました。衆議院に様々な政党の代表が出てくるとすると、参議院は一般の文化人、知識人、学者など、そういう良識ある人たちが議員となり、衆議院の多数決に良識ある判断を加える場と位置づけられていたから、そうした参議院に積極的に出ていこうという形で参加してきた姿が歴然としております。立正佼成会も参議院にはまだ参加していませんでしたが、昭和二十二年の都知事選に保守系の安井誠一郎さんを応援する運動を展開して、早い段階から都政に参加してきました。

このように、日本の新宗教は戦後の極めて早い段階から政治に参加していったわけで、政治への参加が、決して創価学会、公明党の単独の運動ではなかったことの、一つの証明になるだろうと思います。ただこの段階は、まだ十分に政治参加の意義が理解され意識が熟していたとは言えません。戦後の民主化への動向に単に乗ったという程度であったとも考えられます。それが次第に本格化してくるのが占領が解けた昭和二十六年以降であります。昭和二十六年に講話条約が結ばれて占領が解除され

まずと、様々な新宗教が大きく発展していきます。戦後、一番最初に発展したのは霊友会です。その後を追うように立正佼成会が発展し、続いて発展し始めたのが創価学会です。

この時期、昭和二十年代後半から三十年代にかけて、いろいろな大きな動きがあります。一つは新しい宗教教団の連合体である「新日本宗教団体連合会」というものが結成されます。昭和二十六年十月です。結成の目的は昭和二十六年に宗教法人法が制定されて「宗教の自由」が確立しましたが、日本の全体的な文化的風土として、そういう新しい宗教に対する批判的、否定的な態度というものが非常に強く、その中で新しく運動を展開した諸教団が窒息したり、市民権を失ったりすることのないように、お互い団結して守り合っているということでした。

そのリーダー格だったのは、立正佼成会とPL教団でしたが、最初のころは世界救世教や生長の家など、新宗教がほとんど入っていました。新宗連自体はまだあまり政治にはかかわっていなかったのですが、その中で政治への指向を非常に強くもって動き出した部分があります

した右翼的な政治運動を始めたのです。「生長の家政治連合」の運動から出発して現在まで残って頑張っているのが、今、参議院で大気炎をあげている村上さんです。何となく分かるような気がしなくてもありません。

もう一つ、この時期の大きな宗教界の発展は、創価学会が極めて急速に発展したことです。昭和二十六年に第二代戸田会長が就任しますが、その後、折伏大行進を展開し、昭和三十三年までに会員数八十万世帯という大きな発展を遂げ、その後も布教活動を大きく展開していきます。一方、昭和二十五年の段階で、機関誌「大白蓮華」に「王法と仏法」という論文を載せ、政治に参加していくことの大切さを主張します。昭和三十三年には公明政治連盟ができ、同年の参議院選挙では九名が当選して、その前の参院選で当選している六名と合わせて十五名の院内交渉団体「公明会」が作られます。このころから政治に対する積極的なかわりが創価学会の中でも始まってくる。この時期が政治へのかかわりの本格的な開始期と考えます。

一つの勢力図みたいものが確立するのが昭和四十年代

です。それが実は「生長の家」なんです。昭和二十年ですが、この教団は戦争が終わってすぐに「生教倶楽部」という政治結社を作って運動を始めます。昭和二十八年には「生長の家選挙対策委員会」というものを作ります。そして昭和三十三年には「国家対策委員会」というものを組織し、戦後の民主主義は間違っている、戦前の伝統にのっとった国家に再編しないとけないという、右寄りの国民運動を積極的に進めようとなりました。そうした動きに次第に自民党の右派等が乗って拡大し、国民運動団体「自衛国民会議」が組織されます。昭和三十四年です。それに大本教とかPL教団も参加していくわけです。この組織が掲げた目標は、共産革命の阻止、非常事態発生の場合の総動員体制の確立、偏向教育の打倒です。この偏向教育というのはリベラルな教育を指し、この民主的な教育を打倒することを目指したのです。こうした運動を展開し、やがて昭和三十九年には「生長の家政治連合」を作り上げます。その中で政界浄化や自主憲法制定をはっきり打ち出されます。教育正常化、日の丸掲揚促進、唯物思想の克服、選挙応援という、はっきりと

です。その昭和四十年の参議院選挙の宗教関係の当選者を一覧表にしてありますが、この四十年代というのは様々な問題が起ってきます。大きな問題は靖国神社の国家護持問題が出てきます。公明党が衆議院にも参加してくる。そうすると、それに危機感を感じた新宗連等も政治に積極的に関与していった、主に自民党や民社党の一部を応援するなど創価学会に対抗する動きとして、宗教界全体の政治への参加が非常に活発になってきました。

公明党が昭和三十九年に結成されますが、ちょうどそのころに先ほど述べました「生長の家政治連合」も結成されます。それから翌年の昭和四十年には新宗連が政治結社「新日本政治連合」を結成し、本格的に選挙と取り組むことになりました。その結果が昭和四十年七月の参議院選挙です。その中で玉置（生長の家）、楠（新宗連の統一候補、内藤（佼成会他）、内田（霊友会）の各氏が当選し、創価学会がおした九名の候補も全員当選するなど、なだれを打ったように政治に参加していくことになりました（表2）。

表3 第11回参議院議員選挙(全国区)宗教関係候補者(昭和52年7月)

順位	氏名	支援団体	党派	得票数
4	玉置和郎	生長の家、神道政治連盟	自民	1,119,598
6	内藤誉三郎	立正佼成会、モラロジー研究所	自民	1,071,893
7	楠正俊	新宗連	自民	1,042,848
8	町村金五	霊友会、実践倫理宏正会	自民	1,028,981
15	西村尚次	日蓮宗、神道政治連盟	自民	942,689
17	竹内潔	世界救世教	自民	884,677
22	堀江正夫	神道政治連盟、世界救世教	自民	813,280
23	松前達郎	キリスト者政治連盟	社会	804,969
25	片山正英	霊友会	自民	798,037
28	扇千景	霊友会	自民	790,022
37	安西愛子	霊友会	自民	738,750
45	藤井裕久	仏所護念会、実践倫理宏正会	自民	655,496
落	黒住忠行	黒住教、神道政治連盟	自民	481,692
落	望月正作	本門仏立宗	自民	348,952
落	川上源太郎	霊友会、世界救世教	諸派・無	228,292
落	藤島泰輔	弁天宗、実践倫理宏正会	自民	188,387
落	武藤富男	キリスト教諸団体	諸派・無	107,368
【得票合計】				12,045,931
16	柏原ヤス	創価学会	公明	920,669
18	矢追秀彦	創価学会	公明	839,616
21	中尾辰義	創価学会	公明	830,941
24	中野明	創価学会	公明	802,676
27	小平芳平	創価学会	公明	790,040
31	多田省吾	創価学会	公明	772,987
32	渋谷邦彦	創価学会	公明	767,416
34	和泉照雄	創価学会	公明	753,485
40	宮崎正義	創価学会	公明	696,626
【得票合計】				7,174,456

表4

戦後の日本宗教の政治参加の四形態

- 1) 単独型 2) リベラル保守 3) 伝統保守 4) 不参加
1) 個人 2) 既成政党支援 3) 独自政党 4) 不参加

表2 第7回参議院議員選挙(全国区)宗教関係当選者(昭和40年7月)

順位	氏名	推薦団体	党派	得票数
3	玉置和郎	生長の家	自民	854,478
6	楠正俊	新宗連統一	自民	742,055
10	内藤誉三郎	立正佼成会、実践倫理宏正会	自民	655,351
37	大谷賛雄	真宗大谷派	自民	489,152
39	山本杉	全日本仏教会、仏教婦人会	自民	486,884
43	北島敦真	真宗本願寺派	自民	476,041
46	内田芳郎	霊友会	自民	457,749
【得票合計】				4,161,710
7	柏原ヤス	創価学会	公明	704,722
13	多田省吾	創価学会	公明	636,131
15	山田徹一	創価学会	公明	632,685
21	小平芳平	創価学会	公明	594,210
22	小矢追秀彦	創価学会	公明	593,326
34	宮崎正義	創価学会	公明	499,665
36	原田立明	創価学会	公明	490,127
40	黒柳明	創価学会	公明	485,903
45	中尾辰義	創価学会	公明	460,912
計9名 全員当選				【得票合計】 5,097,681

この四十年代を通して、大きく四つぐらいに宗教と政治のかかわりというものを分類出来るだろうと思います。これが戦後の中間的な帰結でもあります。第一は創価学会、公明党のようなパターンです。他教団との連合に参加しないで、政治的にも独自の政党を結成して政界進出を図っていくタイプ。これを「単独型」と称することもできます。

二番目は「リベラル保守」ということですが、これは民主化などの戦後改革を基本的には是認する立場です。ですから日本国憲法に賛成、靖国神社法案には反対という、リベラルな保守派という立場に位置づけることが出来るだろうと思います。教団としての独自候補は一人か二人にとどめておいて、主として自民党内のリベラルな部分と結び付いて、そういった候補を応援する。また民社党系のリベラルな部分をおしていくという形で、間接的に政界進出を図っていくパターンです。これは主として立正佼成会をはじめとする新宗連系の教団の政治参加の形です。

第三番目が「伝統保守」の立場です。これは、「生長

の家」に代表されるような、戦後改革を基本的に認めず、自主憲法制定とか靖国国家護持賛成であるとか天皇復権等を理念として掲げるなど、一種の復古主義を掲げて自民党の右派を支援する、かなり積極的な選挙活動を行うグループが出てきます。これが先ほど言いました「生長の家」を筆頭とする右派グループでした。

第四は「不参加」の立場です。このころまでに政治への参加は宗教の本義に反する、もしくは信仰の墮落を招くということで、撤退したり当初から参加しなかったグループがあります。当初から参加しなかったのは岡山に本部がある金光教です。それから当初は一生懸命参加していたが、やがて撤退したのは天理教です。昭和四十年代の末には天理教は政治から手を引いてしまいます。このように大きく分けると四つのグループになります。

この後、昭和五十年代に入ると、例えば中曽根首相の出現のように、かなり右寄りにぐっと日本が傾斜していきます。その中で右派系の運動が非常に強くなり、その結果が第十一回の参議院選挙に出ています。これも表にしていますが(表3)「生長の家」とか霊友会系、そ

れから、世界救世教が右派的な運動に参加しています。ある面では救世教は最も熱心に選挙活動をやっているグループです。救世教の各支部は自民党支部であるというような位置づけをし、教団をあげて運動した時期でもありました。その結果が、得票数に出ております。

その後の展開はいろいろありますが、戦後の日本宗教の政治参加の四形態を表(表4)のように区分してみました。上段の単独型とカリベラル型というのは、政治思想の立場で分けたものですが、下段は参加形態による分け方です。宗教者が個人で既成の政党の政治家として立候補していく、だからあまり宗教家という意識はなく、僧侶の場合もありますが、単に自民党の一議員として政治の世界に飛び込んでいて、やや宗教者としての独自性を出しながら政治活動を行っていくタイプの人たちがいます。

そういった形を個人型としますと、もう一つは立正佼成会のようなタイプです。特定の政党を作らないで、複数の政党を支持するというスタンスで、間口を広げておいて、その中で良さそうな人を選んで支持していくやり

方です。宗教団体が既存の政党、または政党所属の候補者を支援し、間接的に政界に影響力をもっていく方法です。これは、ある面では非常に上手なやり方です。政治

参加の一つの典型的な型であろうと思います。第三の型が創価学会、公明党のような独自の政党を宗教団体が単独で設立し、政界に直接的な影響力を行使していく形態です。

三、創価学会と公明党の 政治参加方式の特徴と課題

ここで話題を創価学会と公明党の問題に焦点を当てて考えていきたいと思います。なぜ、そうした単独型の方式をとったのでしょうか。いろんな先輩たちに聞いてみたが、よく分からない。あのころのことは、よく分からないという話が多いのです。しかし創価学会の秋谷会長が平成七年の一月十八日に外国特派員協会で講演を行い、その時、政治に参加していった理由を整理して話されました。一番目は政治を民衆の手に取り戻すこと。二番目が政治を監視せよと戸田会長に言われていた。三番

目が信教の自由を守るためである、ということです。

それを私なりに整理し、少々、普遍して考えてみました。まず一番目の「政治を民衆の手に取り戻そう」という目標です。確かに当時の創価学会の人たちは、都市の中小零細企業で働く未組織労働者が大半でありました。こういった社会層の人たちは、自民党や社会党などの票田となった階層から外れている人たち、つまり自民党は企業中心、社会党は労働組合に参加している人たち、そこから外れたもつと零細な企業主の人たち、そういう点では政治の光もあまり当たらない人たちであつたし、自分たちの意見を政治に反映させることができない、そういった手段をもたない人たちでした。そういう意味で、政治の恩恵を受けていない階層の人たちの権利や声を政治に反映させていくことが、これからの特に戦後の民主化にとって大きな焦点になっていたのは確かです。

創価学会は、そうした日の当たらない政治の谷間にいる人たちに、手をきちんと差し延べていくことが政治のあるべき姿であるとの立場に立ちます。そこに仏法の慈悲の精神と結び付いた「政治に慈悲の精神を」との主張

が加わって、慈悲の精神に溢れた政治の実現を求める主張になったと思います。

次に、二番目の「政治を監視せよ」との戸田会長の発言です。「青年よ心して政治を監視せよ」という講演も、確かに残っております。これは一般民衆の政治への無関心が政治を墮落させてしまう、だから、すべからず常に積極的に政治に関心をもちて参加していくことが大事であるという主張でした。そういう主張の延長に「公明政治連盟」も作られ、そうして作られた「公明党」が、政界浄化などの理念を掲げ、既成政治の中に殴り込みをかけていったのです。それは、この政治を監視せよという方針の一つの現れであつたと言ふことが出来るだろうと思います。

以上の二つが、ある面では政治に対する積極的な意義づけだとすると、三番目であげられているのは、「信教の自由を守る」ということです。つまり宗教者の自由な活動と権利、戦前戦時には保障されていなかった宗教者の自由を守るために、政治に積極的に参加していくことが必要であつた。その主張の背景には、最近何度も強

調されているように、軍部による国家神道のもとで、抵抗した創価教育学会が弾圧され、初代牧口会長は獄死した苦しい経験があつたわけです。

たとえ戦後に、様々な占領政策や憲法によって「信教の自由」が保障されたにしても、それはある面で絵に描いた餅で、日本の国民の中には新しい宗教に対するネガティブな態度がまだまだ残っている。だから自分たち自身で信教の自由を守っていく運動を展開していかなければならないという空気が、日本の宗教界に非常に強くあつたことは確かです。先ほど言いました新日本宗教団体連合会の結成も、自分たちで、その信教の自由を守るための一つの手段として現れてくるのです。それは幾つかの教団がまとまって自分たちの利益を守つていくという方式です。

もう一つ、創価学会が公明党を結成することによって、その信教の自由を守ろうとしたんだとすると、それは国家機構や国家制度の中に、信教の自由の重要性、信教の自由の大切さを本当に身に染みて理解する議員集団を作り出す。そして、その人たちの議会や政府に対する力で

もつて、信教の自由を守る社会のシステム、国家のシステムを作り出そうとしていったと言えます。

以上の三点に加えて、私は狭い意味での「宗教的動機」というものも当時はあつたと考えます。それは国立戒壇の建立を目指すというものです。戸田会長の初期のころですが、参議院に同志を送り出すのは、参議院で多くの賛同者を得て国会で戒壇建立を議決することだと真面目に考えていた時期もあつたみたいです。しかし、そうした考えは早い段階で、だんだん改められていきました。そうすると、あとは上述の三つの動機ということになります。

私は、そういう形で作られた公明党の在り方をも、戦後五十年たつて改めて冷静に考え直してみる必要がある課題の一つだろうと思います。その点では既に新しい段階に入り、現在は新進党へ糾合された形になっています。新進党に合流し、創価学会の一つの政治参加の手段としての公明党は歴史を終えたわけです。それはそれで一つの段階を終えて新しい段階に進んだと言ふことが出来るだろうと思います。

しかしこの段階でも、それは最終的な在り方かという、決して私にはそうではないと感じています。一つは、この新進党に合流した時に、それを判断した一つの基準は、政権交代可能な政党を作り出すことだったでしょう。それは確かに、長い間ずっと自民党の一方支配が続き、安定した政治環境を作り出す上では望ましい面もありましたけれども、これだけ価値観が多様化してくると、いつまでも単独政党に支配されているのは望ましくはない。腐敗も確かに起こっていた。そこで政権担当可能な政党を作るため、いわゆる二大政党制にしようという発想で新進党も作られ、それに合流していったということになるわけです。

そういう選択肢も当時としてはあり得たでしょうが、最近では、そもそも現代において二大政党制が妥当なのかどうか、やはり考える必要があると思つています。つまり政権交代を進める一つの手段として、それはそれでかまわないのですが、いつまでもそれに固執する必要はないということです。二大政党制というのは非常に古い考え方です、二十世紀初頭のイギリスのグラッドストーンか何

かの時代をモデルにして、あのころは良い政治だったというようなこととか、アメリカの民主党と共和党をモデルに描いているのですが、当のイギリスにしてもアメリカにしても、その段階はすでに終わっています。要するに社会の価値観が多様化し、二つの政党で代表できるような単純な時代ではなくなっているのです。

ですからむしろ、今は多党化の時代です。それぞれの国民が、自分たちの政治的な関心とか利益というものをどんどん表現し、それを吸収して様々な政党を作る、といった多様な政治参加のスタイルが望ましいと考えられています。その中で幾つかの政党が連合し合って新しい政権を担うという、多党化の中での連合政権というのがこれからの時代だろうと思います。

もう一つは、二大政党制にしますと、要するに今回の宗教法人法の問題で嫌というほど分かったのですが、どちらかに付くしかないのです。片一方に付くと、もう片一方から徹底的に攻撃されます。今までの公明党単独の場合は、既成政党に一定の距離をおき、ケース・バイ・ケースで連携をとっていた。カメレオン政党だなんて悪

口を言われましたが、それはそれで政党の一つの在り方でもあったのです。

ましてや、支援母体の最大組織が宗教団体の創価学会ですから、理念的なことは一生懸命考える。ですから人権や平和といったことを政策として反映している場合にはいいのですが、例えばコメ問題などが出てくる。そうになると都市に住む我々は安いコメがいい、しかし農村の会員の中にはコメは安くなると困る人もいます。細かい政策問題になってくると利害が反することがいっぱい出てきます。そうになると、そういう問題にまで首を突っ込む必要があるのかということが、当然問題になってくる。政界を浄化するとか慈悲の精神で政治をやれとか、平和だ人権だという、そういう原理的なところでキチッと歯止めをかけるような運動であれば、必ずしも政権党でなくともいいわけです。

宗教団体を支持母体として政界に参加する一つのやり方は、必ずしも、政権を目指す必要はない。政権を目指すさない政党はヘンテコリンだという話もありますが、健全な「批判政党」であつてもいいと思います。

そういう点で、宗教的な理念をキチンと踏まえ、こういう政策を出し、こういうことを政界でもやっているんだなということが分かるような、すっきりとした形の政党を、むしろもう一回作って、三極か四極にしてキャスティングボードを握るという、選択肢もあるということです。そういう選択肢を我々がもっと自由に議論しながら考えていかなければならない。

創価学会自身も、新進党と距離をおき始めていますが、それは大事なことだと思います。やはり政党とは距離をおいて、政治を監視していくという働きをもつばらとしてやっていくことも、それだけでも非常に大きな意味があるのではないかと感じます。

私は更に、これは冗談からコマミたいな話で、十年前に思い付いて、みんなに言ったら一笑に付されたのでしばらく黙っていたのですが、最近改めて思うのは、様々な宗教団体との間で利害が一致している面が多々あります。例えば今回の宗教法人法の問題にしてもそうですし、税金の問題にしてもそうです。ですから私は、新しい政党を作るのだったら、「日本宗教党」みたいなものを作

って、すべての宗教団体の利益代表として、真面目な宗教活動をしている人たちの権利を守るための政治的な代弁者として、そういう支持基盤をもとにして政党を作るのだしたら、これは出来ないことはないと思うのです。私が申し上げたかったことは、創価学会の方々の真面目な信仰、その熱意とか情熱とかパワーというものを、日本の宗教界全体の健全な発展のために、ひいては日本の社会の民主主義と自由を守るために役立ててほしいと、心から願っているということです。

四、おわりに

今までの話を整理してみますと、新しい宗教運動が政治などに積極的に関与していった理由は二つある。一つは、既に述べたような戦前戦中の歴史的な体験を二度と繰り返すまいという問題です。

二つ目に、単にそれだけでなく、日本の宗教は古いものも新しいものも、社会や政治と個人を必ずしも厳格に区別していかない、ある面で全体的な世界観をもっているという、より文化の根底に潜む世界観の問題です。

例えば西洋型の場合は文節型の世界観です。つまり政治は政治、経済は経済、教育は教育、宗教は宗教と、それぞれの領域があつて、それぞれに独自の原理があるのだから、それぞれ別個にやるべきだ、相互に干渉し合う必要はないというところから来ます。これは社会学的に言うとは分業化した社会の在り方の帰結でもあります。それは単に社会的な発展の中でそうなったというよりも、そういうものの考え方を、そもそもしているのです。それぞれ異なった領域の原理が働いていて、それを純化していくと、それぞれ政治、教育、経済という形で分業化していく。それで宗教は内面の世界の問題に専念すべきだという形で分けてしまう。

そういう近代西洋的な世界観に対し、アジア的と言いますか日本的な世界観は、そういったものは相互に相關的な関係があるから、そういう意味で全体型のホリスティックな世界観を未だに根底にもっていると思います。したがって日本の宗教の歴史を見ると、いろんなところで世直し思想みたいなものと宗教活動が結び付いた形で、社会活動として必ず展開してきます。実は最初に話

した天理教の中山みき教祖も、世直しの思想が非常に強いのです。それから創価学会の牧口会長の思想の中にも、その傾向が見られます。戦前の軍国主義的な教育に対し、創価教育学体系とか人生地理学などに典型的ですが、自分の生活の身近なところから社会全体を見ていく。そうすると一つ一つの、例えば家族と村の役場とか学校とか非常に密接に関連していることが見えてくる。社会全体もそうなんだ。つまり、そのようにして一つ一つが全体として相互に関連し合っている全体を形成しているんだという世界観をもっている。

そういう意味で、上からの国家教育でなく下からの教育の重要性を牧口会長は強く強調したのですが、当時の軍国教育の中では十分に生かせず、そのため更に信仰と結び付いて、宗教運動へと展開していったのです。牧口会長の思想の中にも世直しの発想が強く見られます。またそれは世直し思想が強いというだけでなく、もともと持っている世界観から「全体的」な発想をしていたからだと思います。

日本には、そういう特徴のある文化的な伝統があるの

です。ですから、ある面では宗教も、社会に対し、政治に対し、

経済に対して積極的にかかわっていかうとする。更に大乘仏教というものも、そういう方向性を強調する。それがある面では創価学会の様々な社会活動、立正佼成会の様々な社会活動、その他の新しい宗教運動が積極的に政治参加や社会参加を促しているのです。以上が二つの理由です。

(なかのつよし・創価大学教授)

(本稿は一九九五年十二月十五日に行われた当研究所主催の公開講演会における講演内容に加筆していただいたものです。)

最後になりますが、戦後、占領軍によって導入された民主主義とか民主化の様々な道具だては、私は基本的には良いもの、賛同するものとして、積極的に受け入れていきたいと思ひますし、我々の骨肉にしていかなければならないと肝に銘じています。だからと言って決してアメリカ型や欧米型の発想や制度を、そのまま受動的に受け入れていけばいいという問題ではない。もっと我々自身の骨肉としていくには、我々のもっている伝統文化をもう一回踏まえながら、自分たちなりの宗教の自由の概念、政教分離の在り方などを考えていく必要があります。そういう段階に入ってきたことを最後に強調して、今日の話を終わりにさせていただきます。